

# イメンフオメモシヨム

## 年に1度健診を受けましょう！ 10月集団健診のお知らせ

毎年健(検)診を受けて自分のからだの点検と、生活習慣の見直しに役立てましょう！

日時  
10月1日(火)  
15日(火)の平日  
午後1時15分～  
(時間差受付)

※日時はお申し込みいただいた方宛に後日お知らせします。

場所  
保健センター  
(役場庁舎1階東側)

受付方法  
今年1月に各種健診申込書などにて申し込まれた方には、9月中旬に問診票などの必要書類を郵送します。申し込まれていない方で健診を希望される方は、お早めに保健福祉課健康推進係へご連絡ください。

各健診の詳細については、下表をご覧ください。

保健福祉課健康推進係  
(32)2554

	特定健康診査	基本健康診査		大腸がん検診
対象者	御代田町国民健康保険に加入している40歳～74歳までの方	75歳以上の全町民	20歳以上39歳以下の全町民	40歳以上の全町民
自己負担料金	1,000円 (令和7年3月31日時点で、40、50、60歳の節目年齢の方は無料)	無料	1,000円	500円
検査内容	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察・心電図 (※医師が必要と判断した場合、眼底検査実施)	身長・体重・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察	便潜血検査2日法

## 認知症サポーター養成講座のお知らせ

「認知症サポーター」をご存じですか。認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識を学び、地域に暮らす認知症の人やそのご家族に対して、できる範囲で手助けをする人のことです。認知症サポーター養成講座を受講され

日時	会場	内容・講師
【1日目】 10月9日(水) 午後2時～ 午後4時30分	役場2階 大会議室	「認知症の基礎知識」 講師 精神科医師 斎藤勝仁氏 「認知症の人や家族への接し方」 講師 長野県若年性認知症支援コーディネーター 伝田景光氏
【2日目】 10月16日(水) 午後1時30分～ 午後4時	町内の グループホーム (詳細は1日目にお知らせします)	グループホーム訪問 「介護職の方の接し方を学ぼう」 「認知症の方の話を聞こう」 グループワーク 「訪問の感想を共有しよう」 「自分たちが地域でできることを考えよう」

た方は認知症サポーターとなります。御代田町では約3,300人の認知症サポーターがいます。

### ●認知症サポーター養成講座は受けたけれど・・・

「認知症の知識をもっと詳しく知りたい」、「認知症の方への接し方を学びたい」、「身近な方の介護に活かしたい」、「自分のできることはないだろうか」と感じている方はいませんか。そんな声にお応えして、認知症サポーターステップアップ講座を企画しました。身につけた知識を活かして地域で活動したいという認知症サポーターの皆さんのための講座です。

### 日時・場所・内容 別表参照

- ①町内にお住まいの方
- ②認知症サポーター養成講座を受講された方
- ③2日間受講可能な方

定員 15名

(先着順、事前申し込み制) 申し込み・問い合わせ先

保健福祉課地域包括支援係 役場1階8番窓口 (31)2510

## 家屋を取り壊した方へ

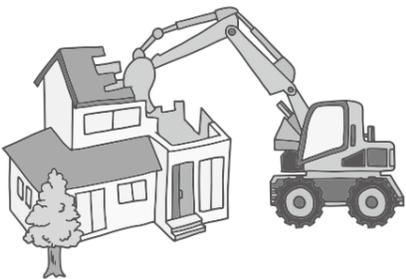
家屋の固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に家屋を所有している方に課税します。

家屋を取り壊した場合(一部取り壊しも含む)は、該当する家屋を翌年度の課税対象から外すための手続きが必要です。この手続きは、当該家屋が登記されている家屋であるか、未登記の家屋であるかによって方法が異なります。

### 取り壊した家屋が登記されている場合

法務局で家屋滅失登記の手続きが必要です。この場合、家屋滅失登記完了後に法務局から町に通知が来るため、町への届出は必要ありません。

※登記とは、土地や家屋の所在や権利関係などを法務局で保管する帳簿に登録することです。その土地、家屋の権利を証明するものです。



### 取り壊した家屋が未登記の場合

未登記の家屋は、法務局に登記の情報がないため、町へ家屋取壊届および取り壊しを証明する書類(領収書など)の提出が必要となります。

なお、課税対象となつている家屋については、4月に納税通知書に同封しました課税明細書にて記載しておりますのでご確認ください。

### 問い合わせ先

税務課資産税係 (32)3126

## 住宅新築等における手続等制度の変更のお知らせ

建築基準法およびエネルギーの使用の合理化および非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)の改正により、令和7年4月1日より建築に必要な手続等が変更されます。令和7年4月1日以降に工事に着手するものが対象となります。住宅等の新築や増築の予定がある方は改正法を踏まえ設計段階からご検討ください。

### 主な改正内容は次のとおりです。

- 1「省エネ基準適合」の対象範囲が変わります。原則全ての新築住宅および非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。建築確認手続の中で省エネ基準への適合性審査を行います。
- 2「建築確認・検査の対象範囲が拡大します。」都市計画区域外においても2階以上または延べ面積200平方メートル超の建築物は全て建築確認・検査の対象になります。また、大規模な修繕・模様替えを行う際も同様です。

### 3「審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の対象範囲が変わります。」

2階以上または延べ面積200平方メートル超の建築物は、県内の全ての地域で建築確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります。

### ※「審査省略制度(いわゆる「4号特例」)とは

建築基準法第6条の4に基づき、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物)の設計を建築士が行う場合には、構造関係規定等の審査が省略される制度です。

※詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/4kaisei\_shoenehou\_kijunhou.html

### 問い合わせ先

長野県建設部 建築住宅課建築指導係 026(255)7335



「御代田町公式LINE」  
ともだち登録をお願いします。  
町公式LINEでは、イベント情報、防災情報、暮らしの情報などを発信しています。各種申し込みなど、便利な機能も実装していきます。



### 9月納期の主な町税・使用料など (納期限までに納めましょう)

- 固定資産税(3期分)
- 国民健康保険税(4期分)
- 後期高齢者医療保険料(3期分)
- 介護保険料(3期分)
- 保育料(9月分)
- 町営住宅使用料(9月分)
- 上水道使用料(9月期分) 大口8月使用分
- 下水道使用料(9月期分) 大口8月使用分 下水道負担金(2期分)

納期限

# 9/30

月曜日

## ブロック塀の適切な管理に努めましょう

過去に発生した大地震では、ブロック塀の倒壊等多数の被害が発生しました。

避難路や通学路等多数の人が通行する道路に面するブロック塀については、倒壊による被害が拡大するので注意が必要です。

建築基準法では、維持保全の不十分さによる不都合が生じないようにするため、建築物の所有者、管理者または占有者に対して、その建築物の敷地、構造および建築設備を常時適法な状況に維持するよう努力義務を課しています。

ブロック塀は、所有者の責任において管理することが基本です。倒壊を未然に防止するために安全点検を行います。町ホームページに点検表を掲載していますので、ご確認ください(「ブロック塀」と検索してください)。

安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示および補修、撤去等の必要な措置を講じてください。

### 問い合わせ先

建設水道課都市計画係 (32)3129